

2 2 船員の労働条件の現況

(1) 最低賃金の決定状況

① 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

適用する船舶	金額(月額)		発効年月日	適用地域
①鋼船(次に掲げるものを除く) ・平水区域の鋼船 ・沿海区域の100/GT未満の鋼船 ・はしけ	職員	246,150	28.12.28	全 国
	職員(一定期間未満)	229,700		
	部員	187,550		
	部員(経験3年未満)	178,250		
①平水区域の鋼船 ②沿海区域の100/GT未満の鋼船 ③木船	職員	246,000	29.4.9	東北運輸局管内
	職員(一定期間未満)	229,550		
	部員	186,800		
	部員(経験3年未満)	177,650		

(注) 一定期間とは、特定船舶職員養成施設の課程を終了した後の当該課程ごとに定める勤務期間をいう。

② 海上旅客運送業最低賃金

適用する船舶	金額(月額)		発効年月日	適用地域
①近海区域以上の船舶 ②沿海区域の100/GT以上の船舶	職員	243,050	28.12.28	全 国
	事務部職員	188,950		
	部員	181,600		
①平水区域の船舶 ②沿海区域の100/GT未満の船舶 ③沿海区域の100/GT以上の船舶 で一定の要件を満たすもの	職員	241,100	29.4.9	東北運輸局管内
	部員	179,250		

③ 漁業最低賃金

適用する船舶	金額(月額)		発効年月日	適用地域
遠洋まぐろ漁業に供する漁船	1人歩船員	199,300	26.12.20	全 国
大型いか釣り漁業に供する漁船 (200/GT以上)	1人歩船員	203,300	26.12.20	全 国
沖合底びき網漁業に供する漁船	1人歩船員	199,400	29.4.9	東北運輸局管内
大中型まき網漁業に供する漁船	1人歩船員	198,600	29.4.9	東北運輸局管内
	1人歩船員※1	184,900		

(注) ※1は、八戸地区の2そうまきに適用する。